

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区 高齢福祉部長

長岡 光春

緊急事態宣言解除を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。  
また、令和 3 年 4 月 23 日付 3 世高福第 117 号「緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について」にて依頼した対応にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 3 年 6 月 20 日をもって東京都に発出している緊急事態宣言が解除され、本日 21 日より 7 月 11 日までの期間「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。区では、区内の感染状況や東京都による重点措置等を踏まえ、引き続き徹底した感染防止対策等を講じることとしています。

つきましては、介護サービス事業所・施設におかれましても、下記の通り現状の感染防止対策等を継続していただくようお願いいたします。

記

1. 緊急事態宣言解除後（まん延防止等重点措置移行後）の対応について

感染防止対策を再徹底したうえで、施設等の運営を継続してください。

（緊急事態宣言を踏まえた対応（令和 3 年 4 月 23 日依頼）を継続）

2. 感染防止策の再徹底について（令和 3 年 4 月 23 日通知内容の再掲）

各事業所におかれましては、感染防止対策を徹底の上、サービス提供をいただいているところですが、改めて以下の内容につきましてご確認ください。

新型コロナウイルス関連の介護事業所向けの情報については、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」（下記四角囲みの【世田谷区ホームページ】）で周知しております。「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」や「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」等の資料を掲載し、内容について随時更新していますので、情報をご確認のうえ、職員・利用者の検温、消毒及び換気などの感染防止策の再確認・再徹底をお願いします。また、感染拡大防止対策として、利用者ごとの担当職員を固定するなど人員配置に対して配慮を行う、職員同士の休憩時間や更衣室等での接触を極力避けるなどの取り組みも効果的であると考えております。

下記の区ホームページでは、都・国・区による感染対策研修の動画配信のご案内も掲載しています。対策には基本的な知識が大変重要です。職員や施設関係者など多くの方の視聴、活用を図っていただければ幸いです。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html>